

### 30年度の主な税制改正の内容をお知らせします (33年度から適用)

#### ①給与所得控除

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられます(左表1参照)。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方などに負担増が生じないように措置が講じられます。

#### ②公的年金等控除

公的年金等控除額が一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超えて2,000万円以下である場合は見直し後の控除額からさらに10万円、2,000万円を超える場合は見直し後の控除額からさらに20万円)引き下げられます。また、公的年金などの収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設けることになりました(下表2-1、2-2参照)。

#### ③基礎控除

基礎控除の額が一律10万円引き上げられます。また、合計所得金額が240万円を超える、その合計所得金額に応じて控除額が段階的に下がり、250万円を超える基礎控除の適用ができなくなりました(下表3参照)。

表3 基礎控除

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

※所得税に適用される控除額は、上記とは異なります。

⑤配偶者特別控除  
配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられます。  
※33年度の市民税・都民税から適用されます。  
詳しくは課税課 ☎470・7725へ。

表1 給与所得控除

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	給与等の収入金額×40% - 10万円
180万円超360万円以下	給与等の収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	給与等の収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	給与等の収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

表2-1 公的年金等控除 (65歳未満の場合)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額×25% + 7.5万円
410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額×15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額×15% + 48.5万円
770万円超1,000万円以下	公的年金等の収入金額×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額×5% + 125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

表2-2 公的年金等控除 (65歳以上の場合)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額×25% + 7.5万円
410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額×15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額×15% + 48.5万円
770万円超1,000万円以下	公的年金等の収入金額×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額×5% + 125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

## 国民健康保険運営協議会 被保険者を代表する委員を募集します

市では、国民健康保険の重要な事項を審議するため、国民健康保険法に基づき「東久留米市国民健康保険運営協議会」を設置しています。同協議会委員の任期が12月末で満了することに伴い、被保険者を代表する委員を募集します。

【募集人数】3人以内  
【応募資格】次の①～③すべてを満たす方(任期中に要件を欠いた場合は辞任となります)  
①東久留米市国民健康保険の被保険者の資格を有する  
②20歳以上で任期中に75歳に達しない  
③属する世帯の国民健康保険税に滞納がない  
【任期】33年12月31日まで  
【会議開催】年3～5回(平日中2時間程度(予定))  
【報酬】市条例の規定により支給  
申し込みは11月1日(木)16日(金)に(消印有効)氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号を記入の上、「国民健康保険の現状と課題」と「応募の動機」を合わせて800字程度にまとめ(様式は任意)〒2003-18

おわびと訂正  
10月1日号2面「市内の私立幼稚園の募集人数」の緑ヶ丘幼稚園の募集人数に誤りがありました。正しくは「満3歳児40人、3歳児70人、4歳児30人」です。おわびして訂正いたします。  
詳しくは同幼稚園 ☎421・9229へ。

ご存じですか  
交通事故などにご遭った場合の治療と国民健康保険  
交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になるたりすること「第三者行為」といいます。このような場合の医療費は、被害者に過失のない限り、原則として加害者が全額負担することになります。被保険者は原則使用できません。

国民健康保険(国保)に加入している方が交通事故などに遭い、加害者との話し合いがうまく解決しないなどの場合、「第三者行為による傷病届」を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保では、一時的に総医療費の7割～8割を立て替え、後で被害者に代わって加害者に医療費を請求します。  
国民健康課(市役所1階)へ届け出をする前に示談をしたり、治療費を受け取った場合、同課へ届け出がなかった場合は、被保険者証が使用できなくなる場合があります。ご注意ください。  
国保の医療費は、加入者の保険料から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、第三者行為による治療で国保の被保険者証を使う場合は、必ず届け出をしてください。  
詳しくは同課 ☎470・7733へ。

## 第5次長期総合計画のための 市民アンケート調査を行います

市では長期的・総合的なまちづくりの指針である「第5次長期総合計画」の策定作業を進めています。計画策定に当たり、市内に住民登録してある18歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人にアンケート調査を行います。まちの特性やこれまでのまちづくりの満足度などについて、



## 募集

【勤務条件】全国健康保険協会健康保険、厚生年金、雇用保険、有給休暇あり(ただし、労働基準法に準じる条件あり)  
申し込みは11月8日(木)までに(必着、履歴書(写真貼付)と「窓口における市民サービス」についての考えや意見を原稿用紙800字以内にとまとめた小論文を〒2003-18555、市役所保険年金課宛て郵送または土曜・日曜を除く11月1日(木)～8日(木)の午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く)に、同課(市役所1階)へ直接持参してください。提出した書類は返却しません。書類選考後、面接(11月16日(金)予定)の上、決定します。  
詳しくは同課国民年金資格係 ☎470・7732へ。

【勤務日時】月16日勤務。月曜(金曜日の午前8時半～午後5時15分)  
【業務内容】国民健康保険と国民年金資格関係事務  
【応募資格】国民健康保険と国民年金の窓口受け付け業務とパソコン操作ができる方  
【募集人数】若干名  
【報酬】月額17万6,800円(交通費相当額は別途支給)

都営住宅の入居者を募集します  
【募集の種類・対象】①世帯向け(一般募集住宅) ②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) ③居室内で病死などがあつた住宅  
※①～③のそれぞれに申し込み資格があります。詳細は募集案内をご確認ください。  
※配布期間中は同公社ホームページ(http://www.tokai-housing.jp/)からも取得できます。  
【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く11月1日(木)～9日(金)

同アンケートです。今後のまちづくりのために、調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。  
アンケートは11月1日(木)発送、20日(火)が回答期限です。調査員の訪問や電話などでの問い合わせはありません。詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。  
30年度  
明るい選挙  
啓発ポスター  
コンクール作品展  
選挙に関するポスター作成を通じて、将来の有権者である児童・生徒とその家族が選挙を身近に感じると同時に、選挙への関心を高めていただくことを目的に、市内の小中学生から多数の応募をいただきました。  
応募作品270点の中から優秀作品を含む98点を展示します。  
【展示日時】11月28日(水)～30日(金)午前9時～午後8時(初日は11時から、最終日は4時まで)  
【展示会場】市民プラザホール  
詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7777へ。